

労働保険事務組合制度について

★ 労働保険事務組合とは？

中小零細企業事業主の事務処理負担を軽減するため、事業主にかわって「労働保険料の申告納付」や「労働基準監督署及びハローワーク（公共職業安定所）への書類提出」などの労働保険に関する事務の一切を代行することについて、厚生労働大臣の認可を受けた組合です。

● 労働保険事務組合に事務処理を委託すると次のような利点があります。

- 1.労働保険料の申告・納付等の労働保険事務及び一般拠出金の申告・納付等を事業主に代わって処理しますので事務処理の手間が省けます。
- 2.労働保険料の額に関わらず保険料の納付を年3回に分割できます。（一般拠出金は分割納付できません。）
- 3.労働保険に加入することができない事業主、家族従事者や役員なども、労災保険に特別に加入することができます。

● 委託できる事業主

常時使用する労働者の人数による要件があります。

金融・保険・不動産・小売業……………	50人以下
卸売・サービス業……………	100人以下
その他の事業……………	300人以下

の小規模事業主であることが必要です。

● 委託できる事務の範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務等の範囲は、おおむね次のとおりです。

- ① 概算保険料、確定保険料、一般拠出金などの申告および納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務（個人番号関係事務を含む。）
- ⑤ その他の労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険および雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

● 労働保険事務組合への委託手続

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、「労働保険事務等委託書」を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合（P1～6「労働保険事務組合名簿」参照）に提出します。委託する際には、団体への入会金・委託手数料が必要ですので、

労働保険事務組合制度については、

最寄りの労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせ下さい。